

徳島県規則第二十六号

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（貸付資格の認定の申請）」に改め、同条第一項中「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書」に改め、「（）」の下に「貸付申請書（様式第一号の二）」、「」を、「別に定める書類」の下に「（以下「認定申請書等」という。）」を加え、同条第二項中「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第七条の見出しを「（貸付資格の認定）」に改め、同条第一項中「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書」に、「貸付けを」を「認定を」に、「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第二項中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に、「貸付けをしない旨の決定を行った」を「貸付資格の認定を行わなかった」に、「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第八条中「による」の下に「貸付資格の認定の」を加え、「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同項第二号中「貸付金の貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同項第四号及び第五号中「貸付金の貸付け」を「貸付資格の認定」に改め、同項第六号中「貸付金の貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改め、同条第二項中「貸付けの決定」を「貸付資格の認定」に改める。

第十一条中「貸付申請書」を「認定申請書等」に改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。  
様式第一号を様式第一号の二とし、同様式の前に次の様式を加える。

様式第1号（第6条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

郵便番号

住 所

電話番号 ( )

フリガナ

氏 名

〔 会社その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項に規定する（経営等改善措置・生活改善措置・青年漁業者等養成確保措置）に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を申請します。

様式第四号その1中「~~貸付け~~」を「~~貸付資格の認定~~」に、「第6条ノ4第1項」を「第6条ノ5第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項及び様式第四号その1の改正規定（「~~貸付け~~」を「~~貸付資格の認定~~」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。